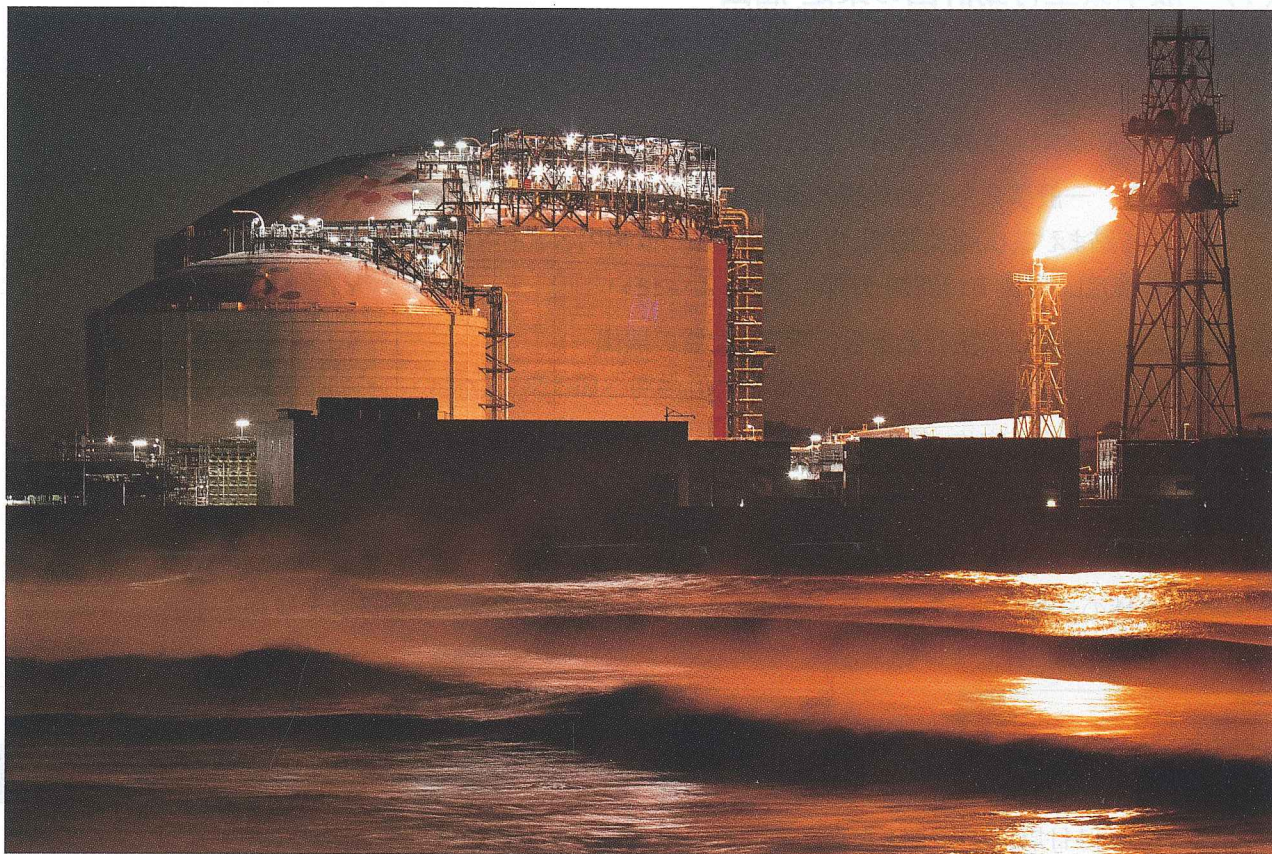


いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

FEBRUARY 2020
 VOL.619

2



港の目覚め(日立市)

写真提供者：ひたちなか市 佐藤 次男 氏

●2020 2月号 CONTENTS●

女性活躍推進法が改正されました……………2
 改正労働施策総合推進法が施行されます……………3
 2020年4月から、
 中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます…4
 年次有給休暇のうち年5日は
 使用者が時季を指定して取得させる必要があります…5
 プラスワン休暇で元気をプラス!……………6
 令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果の概要……………7
 安全衛生優良企業セミナー&発表会開催についてのご案内…8
 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ……………9

令和元年度安全衛生教育促進運動……………10
 外国人労働者に技能講習を受講させたいと
 考えている事業主の皆様へ…11
 化学物質管理者養成研修会のご案内……………12
 廃棄物焼却施設業務特別教育のご案内……………12
 労働保険料は口座振替が便利です……………13
 令和元年における県内の死亡労働災害発生状況(速報)…14
 2月は労働保険料滞納整理強化月間です……………15
 県内の労働災害発生状況速報……………15
 講習会のご案内……………16

～女性活躍推進法が改正されました～ 一般事業主行動計画の策定義務の対象や 女性の活躍に関する情報公表が変わります

〈女性活躍推進法に基づき実施すべき取組〉

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出

ステップ1 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均継続勤務年数の差異、③労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合等を把握し、課題分析を行ってください。

ステップ2 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知・外部へ公表してください。

ステップ3 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。

ステップ4 取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

(2) 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について公表する14項目から任意の1項目以上情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

労働者が301人以上の場合

令和2年4月1日以降が始期となる行動計画を作成する際は、原則、

- i) 職業生活に関する機会の提供に関する実績
- ii) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

の各区分から1項目ずつ、関連する数値目標を定めた行動計画を策定し、労働局に届け出る必要があります。

また、6月1日以降は、上記i、iiの各区分から1項目以上選択して、合計2項目以上情報公表する必要があります。

労働者が101人以上の場合

令和4年4月1日から上記取組が義務化されます。

義務化前に女性の活躍にお取組いただく場合は、一定要件を満たした場合に利用できる助成金制度(両立支援等助成金・女性活躍加速化コース)があるほか、厚生労働省委託事業として、「女性活躍推進アドバイザー派遣」「管理職向けセミナー」「女性社員向けセミナー」等を無料で開催しておりますので、ご活用ください。

☆ 女性活躍推進法の詳細は、

【厚生労働省ホームページ・女性活躍推進法特集ページ】をご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

☆ 一般事業主行動計画の策定、助成金制度、委託事業等のお問い合わせについては、下記までお問い合わせください。

問合せ先 茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

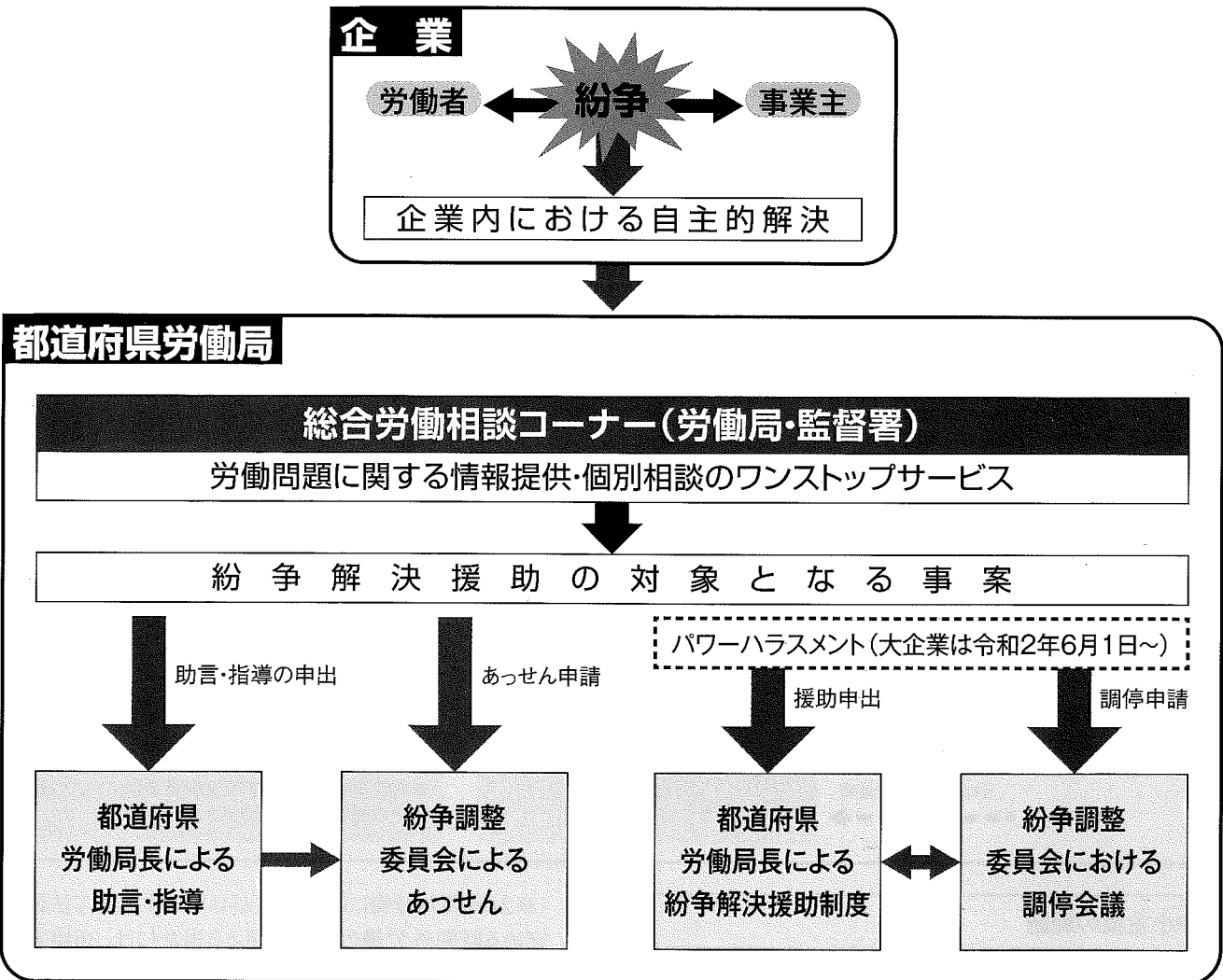
～改正労働施策総合推進法が施行されます～
労働紛争解決システムが変わります
 — 大企業は令和2年6月施行 —

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化などに伴い、労働関係について個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」といいます。)が多くなっています。

紛争の最終的解決手段としては裁判制度がありますが、これには長い時間と多くの費用がかかってしまいます。

こうした個別労働紛争の未然防止と職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、紛争解決援助サービスを行っています。

また、令和元年6月5日に公布された「労働施策総合推進法」の改正に伴い、パワー・ハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助制度が利用できることとなりました。



紛争解決援助制度は、当事者の一方または双方の申出があれば利用が可能です。職場のトラブルでお困りのときは、ぜひご利用ください。

※ 公務員は原則、適用除外となります。ご不明な場合は下記までお問合せください。

【問合せ先】茨城労働局雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

時間外労働の上限規制って何？ うちの会社も見直す必要がある？

～2020年4月から、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されます～

昨年2019年4月に改正労働基準法が施行され、罰則付きの時間外労働の上限と、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が規定されました。大企業には2019年4月から適用されていますが、中小企業には1年間の猶予が設けられていました。この度、2020年4月から、中小企業にも時間外労働の上限規制が適用されることとなります。



労働者が法律の上限を超える時間(※1)働く場合には、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定(36協定)(※2)」が必要です。

2020年4月から、中小企業(下表)にも36協定で定めることができる時間外労働時間に制限(時間外労働の上限規制)ができます。

36協定の様式も新様式になります。

(※1) 法律の上限を超える時間とは

■労働時間の上限(法定労働時間)

原則…1週:40時間、1日:8時間

例外※…1週:44時間、1日:8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業(映画の製作の事業を除く)、保健衛生業、接客娯楽業

■休日の最低基準(法定休日)

毎週1回または4週を通じて4日以上

(午前0時～午後12時の1暦日の休み)

超えない

特に新しい対応はありません。

超える

過半数組合や過半数代表者と時間外労働の上限規制の範囲内で36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

時間外労働の上限規制の具体的な内容

法律による上限 (限度時間の原則)

月45時間

年360時間

法律による上限 (特別条項/年6か月まで)

・年720時間

・複数月平均80時間*

・月100時間未満* *休日労働を含む

法定労働時間

1日8時間

1週40時間

※1年単位の变形労働
時間制の場合

月42時間、年320時間

◆以下の事業・業務は、2024年3月31日まで
上限規制の適用が猶予されます。

・建設事業 ・自動車運転の業務 ・医師
・鹿児島・沖縄砂糖製造業(複数月平均80時間
以内、月100時間未満のみが猶予の対象となり
ます。)

◆新技術・新商品などの研究開発業務については、
上限規制の適用が除外されています。

■中小企業の範囲

業種	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他 製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下

(※2) 時間外労働には36協定が必要です。そして法律で定める時間外労働の上限を超える場合には、36協定に特別条項を定めることも必要です。

36協定の様式や記載例、さらに詳しい内容は、茨城労働局監督課、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせいただくか、茨城労働局ホームページをご覧ください。

茨城労働局
HPトップ

改正労働基準法
等について

クリック

年次有給休暇のうち年5日は 使用者が時季を指定して取得させることが必要です

- 労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。(※)

(※)年次有給休暇(労働基準法第39条)

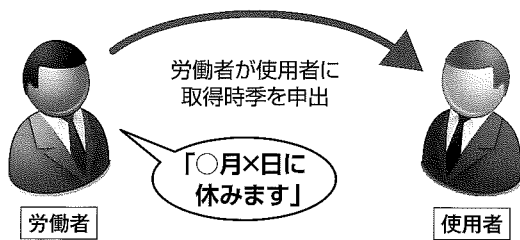
雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者を含む)には、年10日の有給休暇が付与されます。

- 継続勤務6年6か月で年20日が限度となります。
- パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

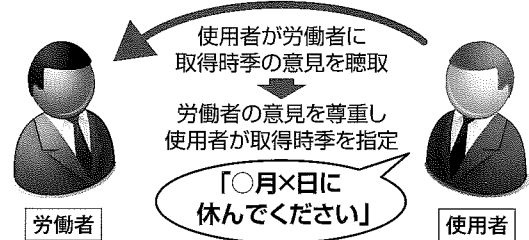
- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、**2019(平成31)年4月から、全ての企業において、年10日以上**の年次有給休暇が付与される労働者に対して、**年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要**となりました。

時季指定義務のポイント

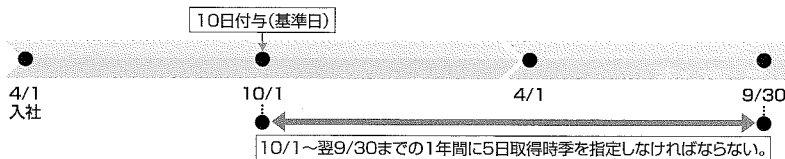
労働者の申出による取得(原則)



使用者の時季指定による取得(新設)



(例)4/1入社の場合



- ◆対象者は、年次有給休暇が**2019年4月以降に10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)**に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を**付与した日(基準日)から1年以内に5日**を、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆**年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要**です。

(※)労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除(時季を指定したものとして取り扱います。ただし、**時間単位で取得した日数分は含みません。**)することができます。

- | | |
|------------------------|---------------|
| (例) ●労働者が自ら5日取得した場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ●労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 | ⇒ ” |
| ●労働者が自ら3日取得した場合 | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| ●計画的付与で2日取得した場合 | ⇒ ” 3日 ” |



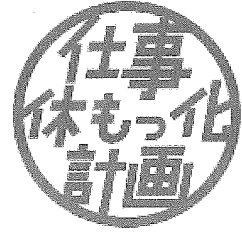
- 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- 使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

問合せ先:茨城労働局監督課、各労働基準監督署

プラスワン休暇で元気をプラス!

～土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、
連休を実現する「仕事休もつ化計画」。

まずは、ゴールデンウィークからはじめよう!～



土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせ、3日(2日)+1日以上の休暇を実施し、働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか?

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか?

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

1) 導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法

企業、事業場の実態に合わせた様々な付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう

事業主の皆様へ

治療のために通院したり、子どもの学校行事への参加や家族の介護など、労働者のさまざまな事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の年次有給休暇制度を導入しましょう!

労使協定で定める事項

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。
一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するのかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。

例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間になります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

※就業規則や労使協定のモデルは「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。
(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/jigyousya.html)

令和元年「高年齢者の雇用状況」 集計結果の概要

～ 高年齢者雇用確保措置実施企業100%達成! ～

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)を実施済み企業※1の割合※2は100% (0.1ポイント増加)となった。(図1参照)

※1 集計対象:茨城県に本社を置く、常時雇用する労働者が31人以上の企業2,838社。 ※2 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と平成25年の数値は単純比較できない。

(2) 雇用確保措置の内訳は、定年制の廃止が3.2%(0.6ポイント増加)、定年の引上げが22.1%(1.9ポイント増加)、継続雇用制度の導入が74.7%(2.5ポイント減少)となった。(図2参照)

2 60歳定年到達者の動向

過去1年間の60歳定年企業における定年到達者5,963人のうち定年後に継続雇用された者の割合は85.6%、継続雇用を希望しなかった者の割合は14.3%、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者の割合は0.1%となった。(図3参照)

3 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業は891社、割合は31.4%となった。

(2) 70歳以上働ける制度のある企業は、836社(134社増加)、割合は29.5%(4.3ポイント増加)となった。

図1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

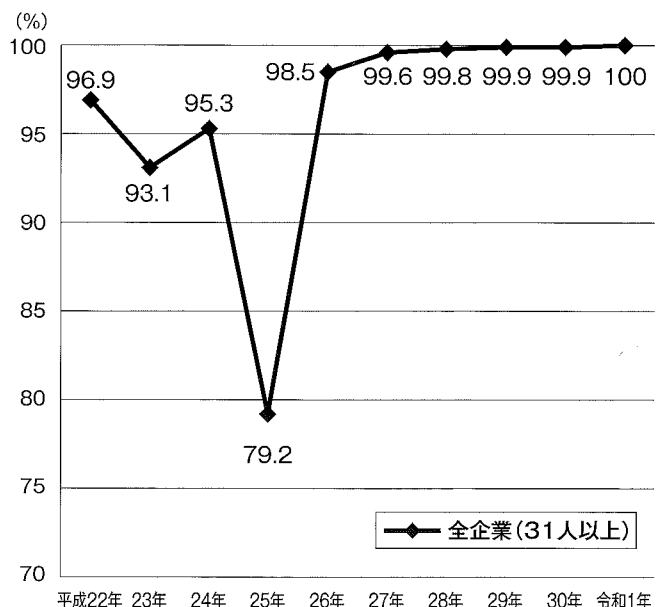


図2 雇用確保措置の内訳

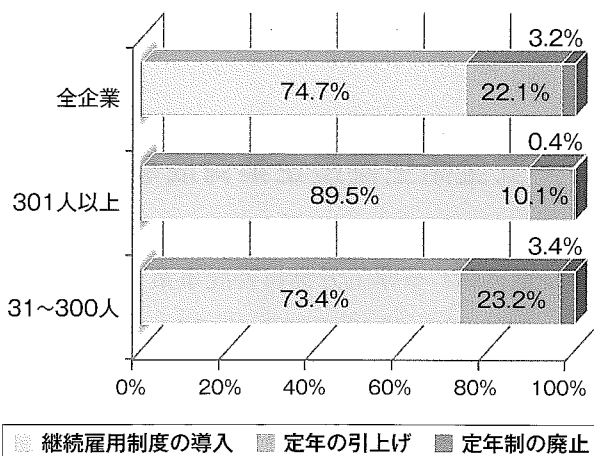
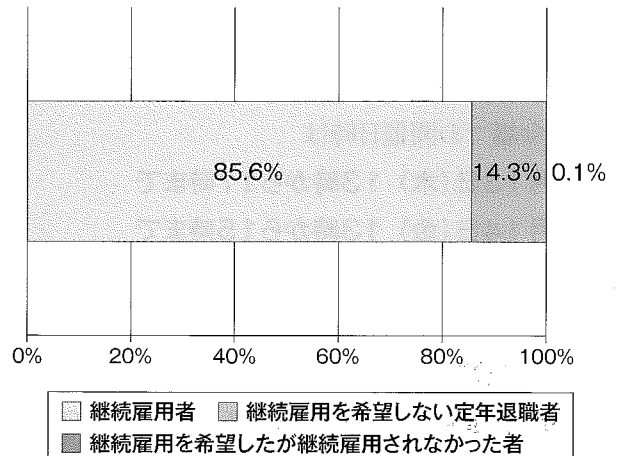


図3 60歳定年企業における定年到達者の動向



安全衛生優良企業セミナー&発表会 開催についてのご案内

茨城労働局労働基準部健康安全課

労働安全衛生に関する優良企業公表制度とは、労働安全衛生水準の高い企業を評価・認定し、厚生労働省のHP等により、広く企業名を公表する制度です。令和元年11月末時点で全国の認定企業数は33社です。

都道府県労働局長が認定しますが、認定されると様々なメリットがあります。例えば、安全衛生優良企業の認定マークが名刺や商品などに使用でき、様々な場所でPRすることができます。また、求人情報に安全衛生優良企業であることを記載しPRすることもできます。健康・安全・働きやすい優良企業であることを全国にPRすることにより、取引先への信頼にも結び付きます。

まずは、自社が認定の対象となるかどうかは、「職場のあんぜんサイト」で自己診断をされてはいかがでしょうか。

自己診断の結果、基準を満たした企業であれば、都道府県労働局長に申請し、3年間の認定を受けることができます。3年経過後は改めての申請が可能です。申請に関してのお問い合わせは茨城労働局労働基準部健康安全課(TEL:029-224-6215)まで。

厚生労働省は、「安全衛生優良企業公表制度」を広く知ってもらうため、全国巡回でのセミナー&発表会を各主要都市で1月から開催します。関東圏では次の日程で開催されます。

東京会場での開催日時は

2月13日(木) 13時から17時まで

2月14日(金) 13時から15時まで

です。

東京会場の場所はいずれも

AP渋谷道玄坂

(渋谷区道玄坂2-6-17 11階 渋谷シネタワー)

となっています。

<認定マーク>



2月13日開催と2月14日開催のセミナー&発表会のプログラムの内容は若干異なりますが、安全衛生優良企業制度の概要、認定取得について、実際に認定された企業からの取り組み事例の発表などが主な内容です。

ご参加の皆様には安全衛生優良企業公表制度の認定基準のもとに、具体的な事例を盛り込んだテキスト等が配布されます。

参加は無料ですが、先着順となっています。

セミナーに関するお問い合わせと参加申し込みは下記までお願いします。

安全衛生優良企業育成事務局

(非営利一般社団法人安全衛生優良企業マーク推進機構) ※厚生労働省委託事業

TEL:03-6892-2012 (9:00~18:00)

WEBからのお申し込み

<http://shem.or.jp/anzen2019>

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

無料情報誌「産業保健21」のご案内

産業保健21は産業医、保健師・看護師、労務担当者等の労働者の健康確保に携わっている産業保健スタッフの皆様方に、産業保健情報を提供することを目的として、(独)労働者健康福祉機構が3か月に1回のペースで無料で発行している情報誌です。最近の内容は

①特集記事

最近のテーマ『海外派遣労働者に向けた産業保健活動』『ワーク・エンゲイジメントを生かした産業保健活動』『石綿(アスベスト)対策』『働き方改革』と『産業保健』産業保健スタッフのための発達障害の基礎知識』等

②労働衛生対策の基本

③産業保健スタッフ必携!おさえておきたい基本判例

④長時間労働対策のヒント

⑤中小企業の産業保健

⑥衛生委員会活動事例報告

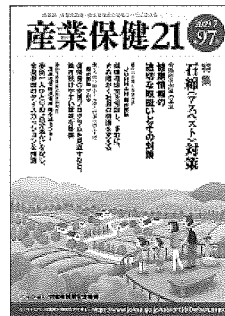
⑦どう取り組む?治療と仕事の両立支援

⑧機構で取り組む研究紹介

⑨産業保健BookReview(書籍紹介)

などで構成されています。

購読申込は <https://ibarakis.johas.go.jp/inquiry> (当センターホームページ) からできます。



<産業保健セミナーの予定(2月~3月開催分)>

当センターでは、産業保健に関係する全ての方を対象に、専門的かつ実践的能力の向上を目的として、産業保健セミナーを開催しています。受講料は無料です。セミナーの概要等詳細についてはホームページをご覧ください。

日程	セミナーテーマ	講師	開催場所	対象
2月13日(木) 18:00-20:00	受動喫煙対策の昨今の情勢 【日医認定(生涯・更新)申請中】	中村修先生 (筑波大学 環境安全管理室長 教授)	中央ビル 8階 会議室B	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
2月17日(月) 13:00-15:00	ストレスチェック再考 【日医認定(生涯・専門)申請中】	河島美枝子先生 (産業保健相談員、元大分県立看護科学大学 精神看護学 教授)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業看護職、事業主、人事労務担当者、衛生管理者、産業医等
2月26日(水) 14:00-16:00	産業保健スタッフも知っておきたい~墜落転落災害の防止について~ 【日医認定(生涯・専門)申請中】	日野泰道先生 (独)労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 上席研究員)	中央ビル 6階 610号室	産業医、産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主等
2月26日(水) 14:40-16:00	メンタルヘルス・ケースカンファレンス 【日医認定無し】	山村邦男先生 (産業保健相談員・山村医院院長)	水戸FF センタービル 11階会議室	産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者等
3月4日(水) 18:30-20:30	もし身の回りの人が、ギャンブルに依存している様子があつたらどうするか?—ギャンブル障害の基礎知識と回復支援について—【日医認定(生涯・専門)申請中】	森田展彰先生 (筑波大学 人間総合科学研究科 ヒューマンケア化学専攻 社会精神保健学分野 准教授)	ワークヒル 土浦 会議室	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者等
3月5日(木) 18:00-20:00	早期から始める職場における「熱中症対策」~温暖化する地球、高齢労働者の増加の中で~【日医認定(生涯・専門)申請中】	田中厚子先生 (産業保健相談員、つくば国際大学医療保健学部非常勤講師、保健師)	中央ビル 8階 会議室B	産業看護職、衛生管理者、人事労務担当者、事業主、産業医等
3月11日(水) 18:30-20:30	女性の職場における健康管理 【日医認定(生涯・専門)申請中】	片倉薫先生 (労働衛生コンサルタント、薬剤師、労働安全コンサルタント、元製薬会社勤務、衛生管理者)	ワークヒル 土浦会議室	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者等
3月12日(木) 13:30-15:30	産業保健活動と健康情報について~働き方改革関連法の施行をふまえた適切な取り扱い方法を考える~【日医認定(生涯・更新)申請中】	三柴丈典先生 (近畿大学 法学部教授)	中央ビル 8階 会議室B	産業医、産業看護職、人事労務担当者、衛生管理者、事業主等

令和元年度

2019年12月1日 ▶ 2020年4月30日

安全衛生教育促進運動

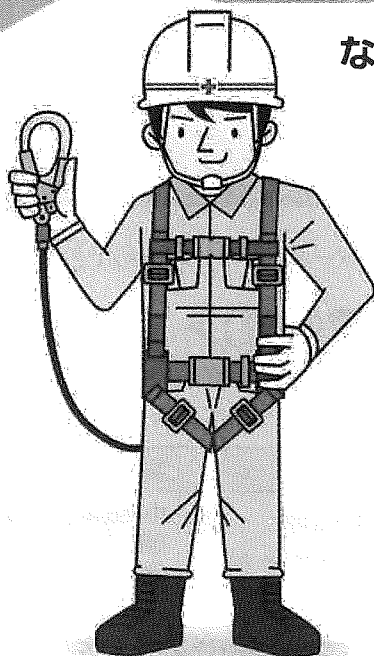


事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが義務づけられています。



2019年2月から、
高所作業における
墜落制止用器具は
「フルハーネス型」の使用が原則
となり、特別教育の修了が
義務づけられました!

正しい知識で 職場を安全・健康に!

死亡者数は2015年から4年連続で1,000人を下回っていますが、休業4日以上の死傷者数は3年連続で増加しており、依然として予断を許さない状況にあります。そこで、事業場の安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の充実が求められています。

特に、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、改正安全衛生教育等推進要綱で実施対象に追加された安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育・研修の推進、安全衛生業務従事者への能力向上教育が大変重要となります。

また、2019年2月には、高所作業における墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の修了が義務づけられました。その徹底を図ることも大切です。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

外国人労働者に技能講習を受講させたいと 考えている事業主の皆様へ

茨城労働基準協会連合会・各地区労働基準協会では、技能実習生などで、日本語の理解力が不十分な外国人労働者に技能講習を受講させたいという事業者様からの要望もあり、修了試験問題を母国語で受けられるよう外国語の修了試験問題を準備しております。

ただし、日本語能力に応じて受講に一定の条件を設けさせていただくとともに、母国語修了試験問題の使用については有料となりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

1. 外国人労働者向け技能講習修了試験問題の使用料金について

(1) 使用料金

料金	消費税	計
1,500円	150円	1,650円

(2) 適用時期

令和2年4月1日以降実施技能講習から適用する。

(3) 事由

茨城県内で就労する外国人技能実習生をはじめとする外国人の国籍は極めて多岐に亘るため、ご要望等がありました下記13種類の外国人労働者向け技能講習修了試験問題を準備しています。

一方で、翻訳に多大な経費を要し、これまで同様に翻訳に要する費用を徴収しない場合、新たな翻訳を拡大するためには予算上の制約を受ける結果とならざるを得ない状況となっております。

このため、翻訳の恩恵を直接享受する外国人労働者向け技能講習修了試験問題を使用する方より、最低限の使用料金のご負担をお願いすることといたします。

なお、「ふりがな付き試験問題」については改定せず無料のままといたします。

2. 外国人労働者の技能講習受講について

下記受講条件にご協力ください。

講習受講申し込みの際には、「〇〇語の修了試験」を希望とお申し出ください。

なお、講義及びテキストは日本語です。

(1) 日本語の理解力が不十分な外国人に係る受講条件

- ①日本語の日常会話を理解できること
- ②受講日までにテキストを使って予習ができること
- ③原則として講義中通訳を同席させること

(なお、実技講習においては安全確保のため必ず通訳同席をお願いします)

(2) 講習会場

中央安全衛生教育センター(水戸市)及び通訳を同席することが可能な講義室を使用する茨城県内の地区労働基準協会

(3) その他

(1)の条件を満たす場合でも、講習会場の条件等により受講申し込みをお断りすることがあります。

(対応講習・修了試験言語)

フォークリフト技能講習：英語・中国語・ポルトガル語・インドネシア語・ベトナム語
ガス溶接技能講習：英語・タイ語・インドネシア語
床上操作式クレーン運転技能講習：英語
玉掛け技能講習：英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語

ライン課長・主任・職長のための化学物質管理・リスクアセスメント実務講習案内 化学物質管理者養成研修会のご案内

- 講習日時：令和2年2月25日(火) 8:50～16:15
- 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263の1 駐車場有り)
- 定員：50名(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)
- 受講料等：1名につき 10,145円【受講料7,945円(税込)、テキスト代2,200円(税込)】
- 研修内容：①化学物質管理の基礎知識(化学物質の法規制・GHS、ラベル、SDS等)
②具体的な化学物質管理の基礎知識Ⅰ(化学物質の危険性、安全管理等)
③具体的な化学物質管理の基礎知識Ⅱ(健康障害、作業環境測定、作業環境改善、保護具等)
④化学物質のリスクアセスメントの概要、指針の概要等
⑤化学物質のリスクアセスメント演習
- 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFaxで申込み下さい。
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返しできません。
※申込書は(一社)茨城労働基準協会連合会のホームページからダウンロードできます。
◇テキスト送付希望の方は、送料は「着払い」となります。

廃棄物焼却施設業務特別教育のご案内

- 講習日時：令和2年2月28日(金) 13:00～17:05
- 講習会場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263の1 駐車場有り)
- 定員：50名(先着順にて受付、定員に達し次第締め切りといたします。)
- 受講料等：1名につき 6,824円【受講料 5,834円(税込)、テキスト代 990円(税込)】
- 研修内容：①ダイオキシン類の有害性
②作業の方法及び事故の場合の措置
③作業開始時の設備の点検
④保護具の使用方法
⑤その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項
- 申込方法：申込書に必要事項を記入の上、茨城労働基準協会連合会宛にFaxで申込み下さい。
振込先：「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義 (一社)茨城労働基準協会連合会」
※申込期限後に申込を取り消されても受講料はお返しできません。
※申込書は(一社)茨城労働基準協会連合会のホームページからダウンロードできます。
◇テキスト送付希望の方は、送料は「着払い」となります。

事業主の皆さま 労働保険料は口座振替が便利です!

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- ① **保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。**
- ② **納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。**
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます
- ③ **手数料はかかりません。**
- ④ **保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。**



保険料を延納(分割納付)している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期 または 第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日 (※)	1月31日 (※)
	↓	↓	↓
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
	≡	≡	≡
ゆとり日数	58日	14日	14日

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

かんたんな手続きで完了

口座振替の申込手続きは以下の通りです。

① 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替

② 金融機関の窓口へ提出

下の締切日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関については厚生労働省ホームページ(上記)でご確認ください。

〈各期の申込締切日・口座振替日〉

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期または第1期	申込締切日 2月25日							口座振替納付日 9月6日					
第2期						申込締切日 8月14日				口座振替納付日 11月14日			
第3期									申込締切日 10月11日				口座振替納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください!

口座振替に関する詳しい内容や不明な点は、茨城労働局労働保険徴収室(Tel:029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

令和元年における 県内の死亡労働災害発生状況(速報)

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局は、令和元年の労働災害による死亡災害発生状況(速報)を取りまとめました。

令和元年の死亡者数(速報値)は24人で、前年と同数となっています。

業種別でみると、製造業で11人(全体の45.8%)、建設業で8人(同33.3%)、その他の業種で5人(同20.8%)となっています。

事故の型別でみると、「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」が6人(全体の25.0%)、「飛来・落下」が3人(同12.5%)の順となっています。

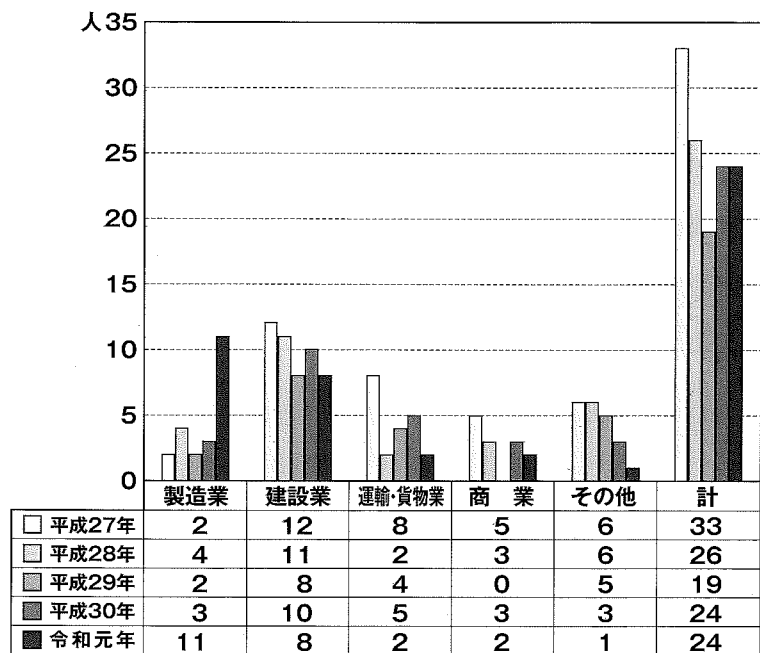
茨城労働局では、死亡災害の増加に歯止めをかけるため、2人の外国人の方が作業中に亡くなった6月には、「雇入れ時の教育」や「危険の見える化」などの安全管理体制の確立を、10月には8件の死亡災害が立て続けに発生したことから、この対策として、発生原因を分析した上で、業種ごとのチェックリストを作成して、関係団体へ再点検の要請を行いました。

特に、死亡災害等重篤な労働災害につながる建設業での「墜落・転落災害」や「建設機械等による激突され災害」、製造業での「はさまれ・巻き込まれ災害」、陸上貨物運送業での「荷役作業中の災害」や「交通労働災害」等の労働災害防止対策の取組強化を呼びかけています。

各事業場においては、労働安全衛生法令の遵守はもとより、リスクアセスメントの導入等により、職場の危険性や有害性を洗い出し、事前に労働災害防止を講じる等の安全管理を強化していただくようお願いいたします。

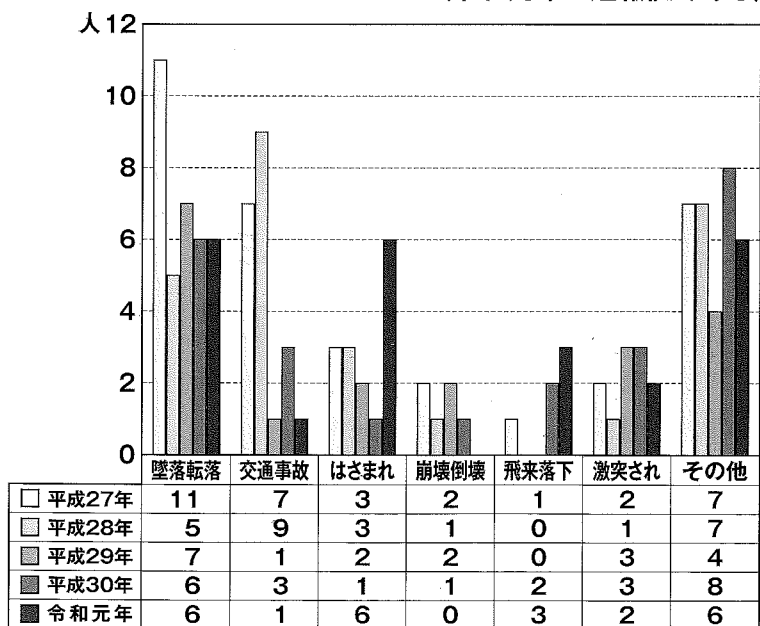
業種別死亡災害発生件数の推移

(令和元年は速報値である)



事故の型別死亡災害の推移

(令和元年は速報値である)



労働保険料の納付、忘れていませんか ～2月は労働保険料滞納整理強化月間です～

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称です。農林水産業の一部を除き、労働者（パート、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種、規模の如何を問わず労働保険の適用事業となります。

労働保険料は、労働者の業務上又は通勤上の負傷等に対する給付や、失業した労働者に対する失業給付の他、労働者の福祉の増進を図る事業の財源となっており、事業主は納付期限までに保険料を納付しなければなりません。

茨城労働局及び県内の労働基準監督署では、2月を「労働保険料滞納整理強化月間」として徴収職員による実地納付督促を集中的に行います。納付期限までに納付がお済みでない場合は、至急金融機関等にて納付してください。

なお、保険料の納付等にかかるお問合せは、茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は最寄りの労働基準監督署までお願いします。

県内の労働災害発生状況速報（令和元年12月末現在）

業 種 別		令和元年	前年同期
計		(24) 2,622	(24) 2,811
製 造 業		(11) 783	(3) 811
鋳 業		(0) 6	(1) 6
建 設 業		(8) 274	(10) 296
内 訳	土 木	(2) 63	(5) 70
	建 築	(3) 138	(2) 138
	そ の 他	(3) 73	(3) 88
運 輸 交 通 業		(2) 320	(4) 357
貨 物 取 扱 業		(0) 36	(1) 34
農 林 業		(0) 39	(0) 45
畜 産 水 産 業		(0) 122	(0) 118
商 業		(2) 360	(3) 375
そ の 他		(1) 682	(2) 769

(注) ()内は、死亡者で内数



講習会のご案内 (令和2年2月中旬~3月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
2/18~19・20	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
2/18~19・21	鹿嶋市商工会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/3~4・6	鹿嶋市商工会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/4~5・6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
2/20~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/26~27	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
3/10~11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
乾燥設備作業主任者		
2/17~19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
玉掛け		
2/21~23	平成館 (古河市)	古河協会
3/12~13・15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
3/26~27・30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
フォークリフト運転(学科)		
2/15	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
2/25	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
2/26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
2/28	平成館 (古河市)	古河協会
3/2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
3/2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
3/3	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
3/5	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
3/20	平成館 (古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
3/12~13・14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
2/20~21・22	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
石綿作業主任者		
2/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
3/9~10	鹿嶋市商工会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
3/12~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
3/6~7	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
アーク溶接等の業務		
3/6~7	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会

電気取扱業務(低圧)		
2/28~29	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
2/26・27・28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
廃棄物焼却施設業務		
2/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
安全管理者能力向上教育		
2/27	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
衛生管理者能力向上教育		
2/20~21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
フォークリフト運転従事者安全衛生教育		
2/25	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
職長教育		
2/17~18	鹿島港湾福祉センター (神栖市)	鹿島協会
2/18~19	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
2/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
3/5~6	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
職長・安全衛生責任者教育		
2/15~16	平成館 (古河市)	古河協会
3/9~10	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
3/9~10	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
安全管理者選任時研修		
2/25~26	鹿嶋市商工会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
3/16~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
保護具着用管理者研修		
3/9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
化学物質管理者養成研修		
2/25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
2/26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
3/3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)		
2/20~21	平成館 (古河市)	古河協会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478